

競争参加者の資格に関する公示

国有林野事業特別会計に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、平成23年度及び24年度の資格を既に有する者は、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

平成24年 1 月11日

林野庁長官 皆川 芳嗣

◎調達機関番号 018 ◎所在地番号 13

1 契約の種類及び業種の区分

[掲載順序 契約の種類：業種の区分]

- (1) 建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、

熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

- (2) 測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

2 申請の時期

- (1) 平成24年度4月からの資格付与を希望する者

① 持参する場合 平成24年2月13日から平成24年3月14日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に申請すること。（受付時間は10:00～16:00（12:00～13:00は除く。）とする。）

② 郵送の場合 平成24年2月13日から平成24年3月14日（当日消印有効）までに郵送（書留郵便に限る。）すること。

- (2) 上記2(1)①及び②の期限後の申請については、随時受け付けるが、期限経過後に申請し

た場合、資格付与が希望する入札に間に合わない場合がある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当会計所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、林野庁及び各森林管理局のホームページから入手することができる。

(2) 申請書の提出先

林野庁本庁又は森林技術総合研修所の発注に係る競争に参加する資格の審査を受けようとする者は林野庁長官に、森林管理局又は同局が管轄する森林管理署等の発注に係る競争に参加する資格の審査を受けようとする者は当該森林管理局長に、申請書を提出すること。

なお、複数の競争参加資格を得ようとする者は、申請書にその旨を記載した上で本社（店）の所在する森林管理局等に提出すれば足りるので、2以上の申請書を複数の提出先に提出しないこと。

(3) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添付し、別記に掲げる提出場所に提出すること。

① 建設工事契約に係る競争参加資格付与の

申請をする場合の添付書類

ア 営業所一覧表

イ 建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

ウ 工事経歴書

エ 総合評定値通知書の写し

総合評定値通知書は、次のいずれかに該当し、申請日の直近のものとする。

また、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合審査数値の算

定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、次のいずれかに統一された総合評定値通知書とする。

なお、下記の b 及び c については、平成24年 2 月 29 日までに申請する場合とする。

a 建設業法第27条の23第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1175号。以下「改正告示」という。）による改正後の総合評定値通知書

b 岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者については、改正告示による改正前又は改正後のいずれかの総合評定値通知書

c b の 3 県以外に主たる営業所を有する者であって、国土交通大臣又は都道

府県知事から建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間の満了日を平成24年2月29日に延長することを承認された者については、改正告示による改正前の総合評定値通知書

オ 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

カ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3の写し）

キ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には、当該事実を証明する書類

ク グループ経営事項審査又は持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

ケ 行政書士等の代理申請による場合には、

同代理申請に係る委任状

② 測量・建設コンサルタント等契約に係る

競争参加資格付与の申請をする場合の添付書類

ア 技術者経歴書

イ 営業所一覧表

ウ 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し

エ 登録証明書等又はその写し

オ 財務諸表類

カ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3の写し）

キ 行政書士等の代理申請による場合には、同代理申請に係る委任状

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ① 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記又は添付すること。

② 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4 競争に参加することができない者

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体(以下「共同企業体」という。)であつて、上記4(1)及び4(2)に該当する構成員を含む者
- (4) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過していない者(これを代理人、支配人、その他の使用人と

して使用する者を含む。)

- ① 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (5) 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者
- (6) 経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者
- 5 競争参加の資格及びその審査
- (1) 建設工事契約

上記4の競争に参加することができない者
以外の者の資格審査については、以下の総合
数値をもって行う。

① 総合数値の算定方法

ア 経営に関する客観的事項の審査数値

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A

イ 専門技術者に関する審査数値・・ B

ウ 工事成績の審査数値・・・・・・・・ C

審査結果の総合数値算定方式

$$A + B + C$$

なお、建築工事一式の総合数値算定は、
経営に関する客観的事項の審査数値とす
る。

② 各事項の付与数値 [表のため略]

(2) 測量・建設コンサルタント等契約

上記4の競争に参加することができない者
以外の者の資格審査については、以下の総合
数値をもって行う。

① 総合数値の算定方法

ア 年間平均測量等実績高の審査数値・ A

イ 自己資本額の審査数値・・・・・・・・・・ B

ウ 流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C

審査結果の総合数値算定方式

A + B + C

② 各事項の付与数値 [表のため略]

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知(郵送)する。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争参加資格の有効期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。なお、随時受付に申請した場合は、資格を付与されたときから平成25年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

上記7の(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成24年10月以降に平成25・26年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく
更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法
律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受け
た者の取扱い

(1) 今回の申請時において会社更生法に基づく
更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく
再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受
けた者（以下「更生手続等開始決定者」とい
う。）となった後に、一般競争（指名競争）
参加資格の審査の申請を行うことができる。

(2) 平成23・24年度一般競争（指名競争）参加
資格の有資格者として確認を受けた後に更生
手続等開始決定者となった者は、再度の一般
競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行
うことができる。

(3) 更生手続等開始決定者であって、再度の一
般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を
行わないときは、一般競争（指名競争）にお
いて競争参加資格が取り消される場合がある。

9 合併等により新たに新設された会社等の取扱

い

合併等により新たに新設された会社等とは、次の(1)から(5)までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

- (1) 合併等により新たに会社が設立された場合
における新設会社又は合併によりその一方が
存続した場合における存続会社
- (2) 親会社はその営業（建設業）の一部を独立
させるために新たに子会社を設立し、子会社
が親会社の当該営業部門を譲り受けたことに
より、親会社の当該営業部門の営業活動が廃
止され、又は休止された場合における子会社
- (3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会
社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受
けたことにより当該営業を譲渡した会社の当
該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止
された場合における新設会社
- (4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業

(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

(5) 営業(建設業)の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

10 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添え、別記の申請場所に速やかに提出すること。

- (1) 本社(店)住所
- (2) 商号又は名称、電話番号(FAX番号及びメールアドレスを含む。)
- (3) 法人である場合には代表者の氏名、個人で

ある場合はその者の氏名

- (4) 許可・登録の状況
- (5) 営業所の名称、所在地、電話番号及びFAX番号（営業所の新設廃止を含む。）

添付資料

- 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本若しくはその写し
 - 個人の住所の場合は、住民票の写し
 - 個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し
 - 許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書の写し
- 11 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
- 別記の申請書の提出場所に同じ。

別記 申請書の提出場所

- (1) 林野庁国有林野部職員・厚生課福利厚生室
施設営繕班営繕係

〒100-8952 千代田区霞が関一丁目2番1号

電話 (03)3502-8111 内線 6335

(2) 北海道森林管理局経理課主計係

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条七丁

目70番

電話 (011)622-5214

(3) 東北森林管理局経理課支出係

〒010-8550 秋田市中通五丁目9番16号

電話 (018)836-2186

(4) 関東森林管理局経理課企画係

〒371-8508 前橋市岩神町四丁目16番25号

電話 (027)210-1149

(5) 中部森林管理局経理課計理主任

〒380-8575 長野市大字栗田715番地5

電話 (026)236-2577

(6) 近畿中国森林管理局経理課企画係

〒530-0042 大阪市北区天満橋一丁目8番

75号

電話 (06)6881-3500

(7) 四国森林管理局経理課企画係

〒780-8528 高知市丸ノ内一丁目3番30号

電話 (088) 821-2060

(8) 九州森林管理局総務部契約適正化専門官室

〒860-0081 熊本市京町本丁 2 番 7 号

電話 (096) 328-3520